

景観法（景観計画）と景観条例に基づく手続き

大和市では、大和らしい魅力ある景観を創造していくため、平成 8 年にやまと景観マスタープランを策定し、これに基づいた景観形成施策を展開してきました。そのようななか、平成 16 年に景観法が制定され、これまで自治体の自主的な取り組みであった景観づくりに関して法的な根拠が整えられました。そこで、これまでの施策をより実効性のあるものとするため、景観法に基づいた大和市景観計画と大和市景観条例を定めました。

大和市景観計画では、全市域を景観計画区域として設定し、全市において守るべきルール（行為の制限）と望ましい景観の姿（景観形成方針）とを示しています。一定規模以上の建築行為等にあたっては、事前協議（景観条例）と届出（景観法）が必要となり、景観形成方針と行為の制限の基準に適合する必要があります。

詳しくは「大和市の景観づくり（大和市景観計画および景観条例のあらまし）」をご覧ください。

市ホームページよりダウンロードできます。

[大和市の景観づくり（大和市景観計画および景観条例のあらまし）【PDF】](#)

<https://www.city.yamato.lg.jp/material/files/group/54/000106988.pdf>



1. 景観の手続きの対象区域

市内全域

2. 景観の手続きの対象となる行為

行為	規模
①建築物の建築等 □新築 □増築 □改築・移転 □外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で、変更部分が見付面積*の合計の過半となるもの	□高さが 10m を超えるもの □延べ面積が 1,000 m ² 以上のもの
②工作物の建設等 □新設 □増築 □改築・移転 □外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で、変更部分が見付面積*の合計の過半となるもの	□高さ 10m を超えるもの ただし、擁壁は高さ 5m を超えるもの
③木竹の伐採	□伐採する区域の面積が 500 m ² 以上のもの

①・②の行為は、変更命令の対象となる特定届出対象行為です。

*見付面積：建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積

※ 地区計画において、意匠の制限（色彩、装飾等）がある場合がありますので、まちづくり計画課都市計画係にお問合せください。（電話：046-260-5443（直通））

3. 景観の手続きに必要な書類

①事前協議(各2部)

建築物の建築等 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 協議書(第1号様式) <input type="checkbox"/> 計画概要書(第19号様式)※1 <input type="checkbox"/> 景観チェックシート(第20号様式)※2 <input type="checkbox"/> 案内図 縮尺2500分の1以上 <input type="checkbox"/> 現況写真 2方向以上 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図(配置図)縮尺100分の1以上 <input type="checkbox"/> 立面図 縮尺50分の1以上で、彩色したもの※3 <input type="checkbox"/> 各階平面図 縮尺50分の1以上 <input type="checkbox"/> 外構図(緑地計画図を含む)縮尺100分の1以上	左記のほか参考となるべき事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの
木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 協議書(第1号様式) <input type="checkbox"/> 計画概要書(第19号様式)※1 <input type="checkbox"/> 景観チェックシート(第20号様式)※2 <input type="checkbox"/> 案内図 縮尺2500分の1以上 <input type="checkbox"/> 現況写真 2方向以上 <input type="checkbox"/> 現況図 縮尺100分の1以上 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図(配置図)縮尺100分の1以上	

各図面の縮尺は目安です。計画の規模に応じて他の縮尺としていただいて結構です。

※1 大和市ホームページの記入例を参考にご記入ください。

※2 用途地域により区分が分かれています。区分ごとに提出する景観チェックシートが異なりますのでご注意ください。
大和市ホームページの記入例を参考にご記入ください。

※3 使用する色彩を各立面に彩色し、計画概要書・景観チェックシートに記載したマンセル値を記載し、付番してください。各見付面積が分かるように可能な範囲で寸法を併せて記載してください。

②届出

●事前協議時に添付した図面に変更がない場合

景観計画区域内行為(変更)届出書(第3号様式)

計画の内容の欄の「大和市景観条例第6条第1項に基づく事前協議のとおり」にチェックを入れてください

●事前協議時に添付した図面に変更がある場合

景観計画区域内行為(変更)届出書(第3号様式)

計画の内容の欄の「別添の図書のとおり」にチェックを入れてください

変更する図書

③変更

着手可能日通知書交付後、計画に変更があった場合は、変更の手続きについてご相談ください

④完了

完了届（第7号様式）

届出行為が完了した後の外観及び周辺状況の写真（2方向以上）

協議書、届出書等の各書式は大和市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/21/keikan/3802.html>



4. 景観形成方針（望ましい景観の姿）

景観形成方針は、建築物の建築、工作物の建設等およびその他景観形成に関わる行為において配慮すべき事項を定めたものであって、本市の景観づくりで目指す“望ましい景観の姿”を示したものです。

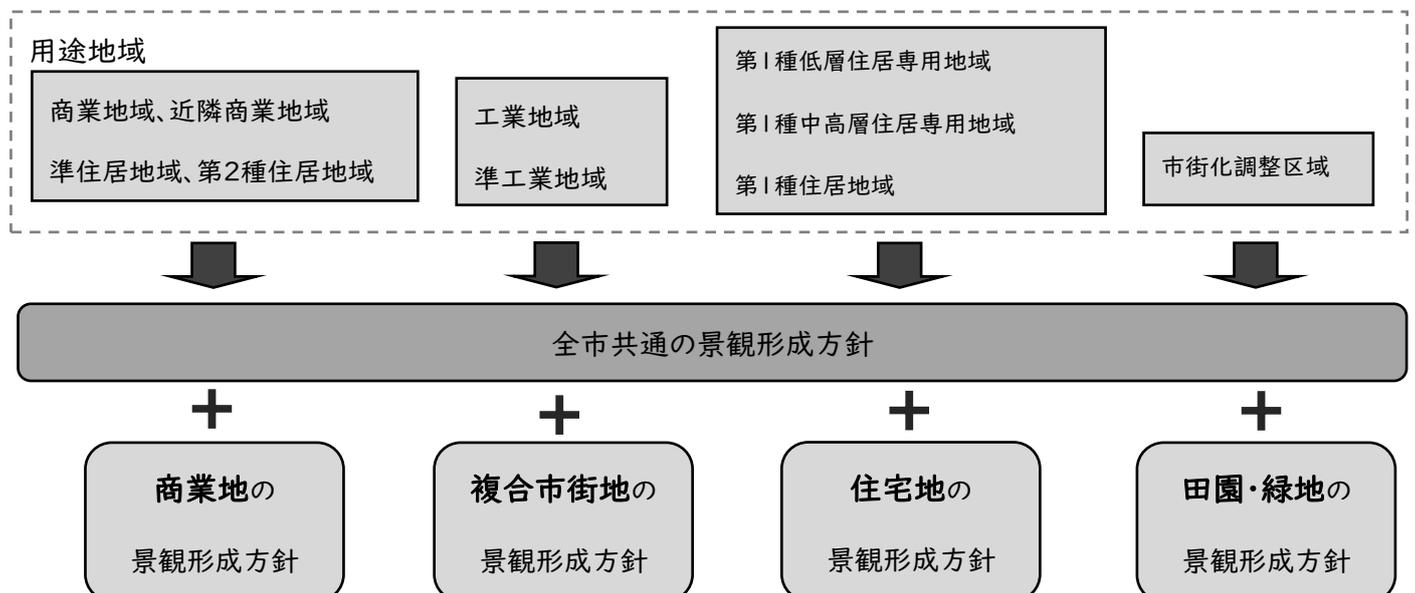
景観づくりの基本的な考え方

- ①地域環境と調和させましょう。
- ②歩く快適さを高めましょう。
- ③身近な緑を増やしましょう。

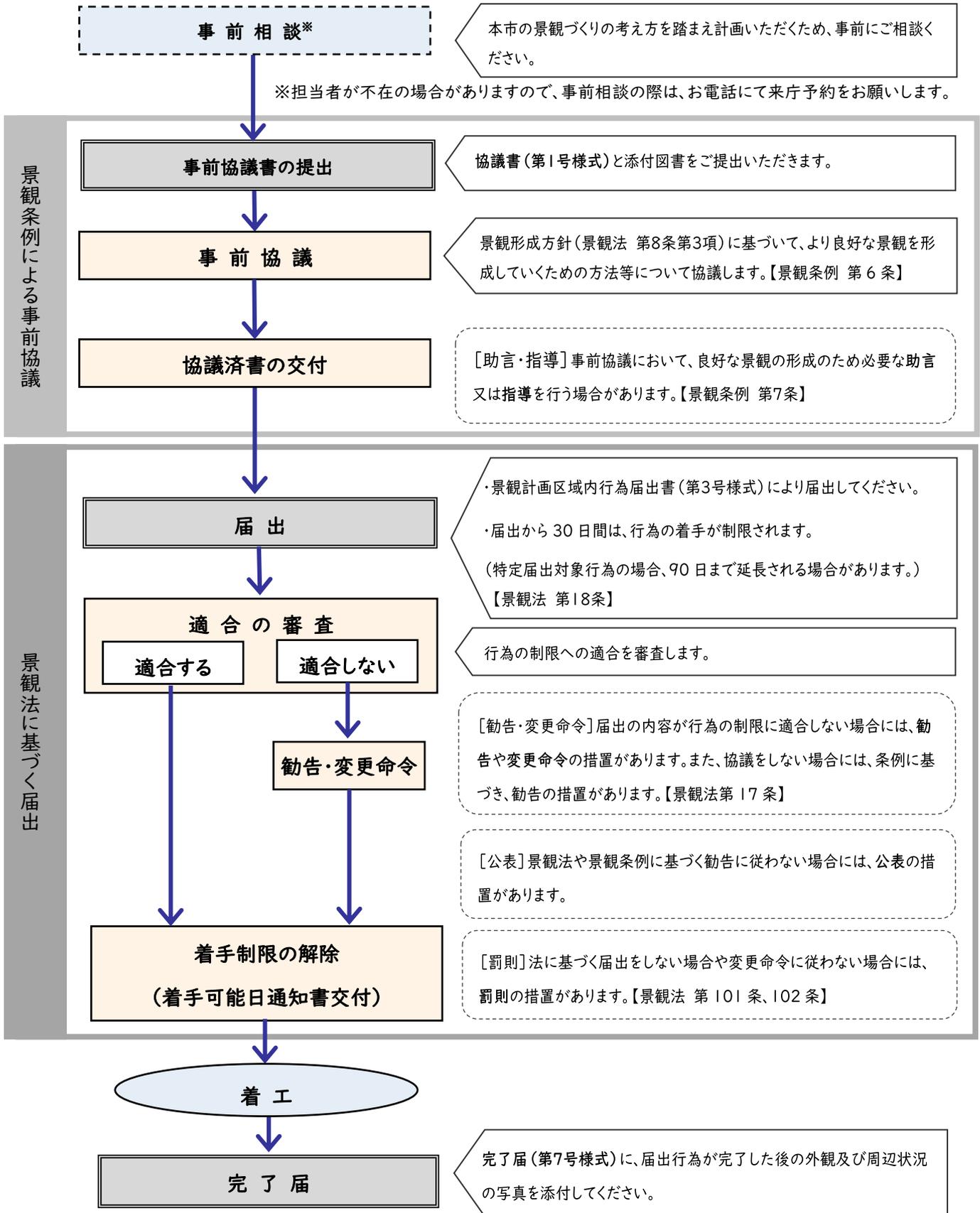


景観形成方針の構成

市内には、その土地利用状況によって様々な特性を持つ地域があります。景観計画は、それぞれの土地利用の方向性（用途地域など）に応じて4区分し、景観形成方針を定めています。



5. 手続きの流れ



【お問合せ】大和市役所 まちづくり部 まちづくり推進課 まちづくり推進係

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号 電話:046-260-5483(直通)

ファックス:046-264-6105 メール:ma_suish@city.yamato.lg.jp